



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 いすゞ自動車株式会社
代 表 者 名 取締役社長 COO 南 真介
(コード：7202、東証プライム)
問 合 せ 先 広報部長 相川 貴之
(TEL. 045-299-9099)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

当社は 2030 年に目指す姿として、お客様・社会の課題を「安心×斬新」な「運ぶ」で解決する、グローバルな商用車市場をリードする「商用モビリティソリューションカンパニー」へと進化することを、2024 年 4 月に公表した中期経営計画“ISUZU Transformation - Growth to 2030”の中で掲げております。

目指す姿の実現に向けて、既存事業の強化による収益の拡大と新事業創出に向けた挑戦を両立させていきます。

中期経営計画の土台となる既存事業では、グローバル全体で安定的な収益構造を確立し、当社の「稼ぐ力」を高めていきます。既存事業で創出した原資をもとに、自動運転ソリューション、コネクテッドサービス、カーボンニュートラルソリューションの 3 領域を柱とした、「安心×斬新」な「運ぶ」を創造する新事業への挑戦を進めていきます。経営基盤についても、100 万台の生産能力を有するものづくり機能・バリューチェーンの構築、人財面ではグローバル視点でのグループ経営、人的資本経営への進化を目指します。

新たな挑戦に取り組む中で、当社はグローバル市場での競合を意識した株主基盤の構築を図るため、適切な株主構成の在り方について検討し、当社株主と議論を重ねて参りました。その議論の中で、株主層の拡大及び多様化を目的とした売出しによる売却について同意を得られたことから、本売出しにより、売出人に対し当社株式の円滑な売却機会を提供することといたしました。

本売出しを通じて、グローバルにおいて当社のブランドや中長期の成長戦略を浸透させることで、長期的な視点に立ってご理解・ご支援いただける株主層の拡大及び多様化を図ります。また、新たな株主との建設的な対話を通じて経営の規律をより一層高めることで、企業価値の向上につながると考えております。

さらに、当社は 2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、中期経営計画に掲げたとおり、2030 年代に向けた成長投資を積極的に実行すると同時に、適正な自己資本水準を意識し、資本効率を向上させるため、また、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、500 億円及び 35,000,000 株を上限とする自己株式の取得及び消却を決議いたしました。なお、当該自己株式取得及び消却の詳細は本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|--|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 29,279,000 株 | |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社日本政策投資銀行
東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
株式会社みずほ銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（退職給付信託口・株式会社横浜銀行口）
株式会社横浜銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社三菱UFJ銀行
農林中央金庫
みずほ信託銀行株式会社 | 6,591,500 株
6,114,500 株
3,815,400 株
3,573,900 株
3,131,700 株
2,574,000 株
1,010,000 株
1,000,000 株
553,700 株
459,800 株
375,000 株
79,500 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年6月10日（火）から2025年6月12日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（0.5円単位として0.5円未満の額を切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定される。） | |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及び野村證券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役 専務執行役員 企画・財務部門 EVP 山口 真宏に一任する。 | | |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. をご参照）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 4,391,800 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が上記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（2）売出人及び売出株式数」に記載の売出人である株式会社みずほ銀行から 4,391,800 株を上限として借入れる当社普通株式（当該借入先としての株式会社みずほ銀行を以下「貸株人」という。）の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定について | は、取締役 専務執行役員 企画・財務部門 EVP 山口 真宏に一任する。 |
| (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出し | も中止する。 |

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が貸株人から 4,391,800 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、4,391,800 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025 年 7 月 11 日（金）を行使期限として、貸株人から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 7 月 11 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部または全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。